

財団法人日弁連法務研究財団
評価報告書原案に対する意見書

岡山大学大学院法務研究科

(平成 21 年 3 月)

1. 第1分野 運営と自己改革

(意見)

*この分野についての評価に関しては、基本的には異議はないが、下記に意見を述べさせていただきます。

(コメント)

1-2-1 自己改革での「自己改革については、……今後、自己改革担当の独自の委員会が組織されることが望まれる」との評価（評価報告書原案10頁）については、評価改善提案の中で、小規模な法科大学院の事情も考慮してもらっており、その点では適正に評価してもらったと考えている。ただ、岡山大学大学院法務研究科の運営に関する基本方針と関わる部分があるので、本学の事情の補足説明を行いたい。

本研究科では、少ない教員の中で、組織運営的な業務をいかに効率的に実施するかを追求している。教員にとって使用できる時間は、法曹養成のための教育、研究に最大限費やすべきであるというのが基本方針である。その結果、組織運営のための委員会数は最小限にし、また教授会会議等に関してもできる限り削減、短縮化している。したがって、既存の委員会の活動で新たな委員会で担う役割を機能的に果たすことができ、それで問題がなければ、無駄な委員会は設置しないのである。何かあると委員会を設置しようとする従来の大学でなされてきた組織運営のスタンスと根本的に異なるのである。評価段階では、すでにFD委員会で十分な機能を果たしており、自己改革担当の独自の委員会を組織する必要性はまったくないと考えていた。今回の評価の指摘については、上記の基本方針を維持しつつ、再度組織化の必要性を検討していく予定である。

2. 第2分野 入学者選抜

(意見)

*「2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開」に関する評価（評価報告書原案21頁以下）について、誤解に基づく評価がなされているように思われるので、評価の再考をお願いしたい。

(理由)

貴財団の本項目における多段階評価は結論において「C」であり、その内容から（原案22頁）2つの事項、すなわち、第1に、「本来不合格である者を合格させているのはいかという疑いを与えるおそれがある」と指摘された点と、第2に、「4 改善・助言・参考意見その他コメント」で示された、「論述試験について一部の科目しか独自の試験を課していない」と指摘された点につき、当方の考え方を述べることにしたい。

(1) 既修者認定選抜基準の問題

まず、原案中では、1年次配当科目の受講を「要求」する、とあるが、本研究科では、1年次配当の不十分な科目の受講を、既修者認定を行った学生に対して「要求」したことはない。貴財団に提出した自己点検・評価報告書によれば、「当該科目の授業（講義形式のもの）を受講するよう教授会で協議し、決定する」との表現を用いたに留まる。一般に「教授会決定」とはいつても、その内容、程度、重みには自ら違いがあるのであり、画一的に決めることはできない。

この場合の「決定」も、その内実は当該科目の教員が当該学生に対し、当該科目を受講するよう指導・助言する程度に留まっており、「当該授業を受講しなければならない」というような拘束力を持つものではない。当該学生の時間割の組み方、日程調整などの関係もあるため、対象科目を受講するかどうかは、まったく本人の自由意思に委ねられている。

貴財団に提出した同報告書は、字数が制限されていたため、十分な説明ができなかったが、本研究科で実施している既修者認定は、①過敏なほど慎重な手続を経て行なわれていること（そもそも、地方の法科大学院で既修者認定を杜撰に行えるわけがない。教員・学生双方にとって不幸であるし、何より法科大学院の自殺行為とも言える）、②当該学生に対し、当該科目を受講するよう勧めるのは、本来、「既修者として認定できない者を認定している」からではなく、2年間という限られた時間の中で、効果的に学習効果を上げるための指導・助言であって、あくまで「教育的配慮」に基づいたものなのである。したがって、貴財団の本研究科に対する既修者認定に関する評価及びその前提となっている「選抜基準の適切性に疑念を生じさせるもの」との評価は上記の事実について十分な理解がなされていないのではないかと思料する。

(2) 既修者認定試験において課す科目の問題

貴財団が指摘するとおり、本研究科では、論述試験について「一部の科目しか独自の試験を課していない」。すなわち、既修者認定を希望する学生には、貴財団（日弁連法務研究財団）が実施している法学既修者試験の受験を必須の要件とし、さらに、本研究科で実施する論述試験（公法系、民事系、刑事系）を受験することが必要であるとしている。

本研究科では、貴財団の法学既修者試験（択一式。7科目）と本研究科独自の論述試験を実施してきた。その含意は、貴財団の法学既修者試験によって7科目に対する法的知識を確認し、それに加えて特定科目の論述能力を本研究科で測定し、複合的に既修者認定を行うというものであった。しかし、貴財団は、論述試験について、一部の科目しか独自の試験を課していないのが問題だという指摘であった。

貴財団のホームページに掲載されている、法学既修者試験に関する記述には、「既修者コース（2年コース）」を目指す受験者のために実施しているもので、法学既修者であることを証明するための資料」とある（<http://www.jlf.or.jp/hogaku/index.shtml>）。

これによれば、貴財団が主催する法学既修者試験は、「法学既修者であることを証明する

ための資料」であり、そうした信頼のできる、信憑性の高い試験制度だと好意的に評価したからこそ、本研究科では、貴財団の法学既修者試験を積極的に取り入れ、これに依拠したわけである。それゆえ、特に国公立大学の法科大学院のうち、貴財団の法学既修者試験を必須の要件にしているのは、岡山大学法科大学院だけである。他大学は、1校が「選択」、5校が「考慮」というのみで、他は、必須でないのはもちろん、選択でもないし、考慮すらしない法科大学院が大半である。

他の評価機関から、日弁連法務研究財団が主催する法学既修者試験のみでは不十分だ、と指摘されるのなら理解もできるが、しかし、既修者認定を行うに際し慎重を期すため、極めて実直に、ある意味、愚直なまでに、貴財団の法学既修者試験を利用したにもかかわらず、「当財団の試験しか課していない」と指摘され、選抜基準が「不適切」とであると評価を受けることは納得できない。貴財団の法学既修者試験を採用することでの本研究科の既修者認定が不十分ということであれば、貴財団の実施する法学既修者試験は必須の要件から外し、7科目（憲、民、刑、商、民訴、刑訴、行政法）すべてについて、本研究科独自の既修者認定試験を実施することも検討しなければならないと考えている。

3. 第3分野 教育体制

(意見)

*この分野についての評価に関しては、異議はない。

(コメント)

一部教員の過重な負担は、本学法務研究科でも認識してきたことである。この点は人事、予算等大学運営上の問題でもあり、大学本部と連携して改善を図っていきたいと考えている。

4. 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

(意見)

*「4-1-2 学生評価」については、とくに評価理由として挙げられた学生アンケートについての評価（評価報告書原案44頁以下）は、下記の疑義が考えられることから、評価の再考をお願いしたい。

(理由)

1. 貴財団の評価では、本学の「記名制約付匿名方式」の評価にあたり、一般的な指針として、「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みを真摯に実施すること」を掲げ、そして、そのために、

最低限の要請として「匿名性の確保の要請」を掲げるが（原案 48 頁）、本学に対する評価は「学生の受け止め方」を根拠に「匿名性の確保への不安感ないし心理的抵抗感が払拭されてない」とする点に実質的な評価理由が存在する（原案 49 頁）。そうであるならば、実際になされた授業評価アンケートの記載も評価対象として検討いただきたい。本学における学生の授業評価アンケートでの記載内容は、真摯な忌憚のない意見が書かれ、しかも一方的な誹謗中傷の意見も見られる。このことは、本学学生アンケート方式について学生が匿名性の確保を自覚している証左であり、現実の記載内容も評価対象となるのではなかろうか。

2 「学生評価」の把握が学生アンケートの記載方式のみで把握されているように見受けられる点は疑問である。評価基準は、学生による評価を把握し、その結果を教育内容・方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されているかである。本学では、学生による評価は、学生との懇談会の実施、学習アドバイザー制度による学生とのコミュニケーション等の確保、意見箱の設置等様々な形で学生の声を取り込む制度を設置・実施している。そして、それを FD 協議会等での議論に上げ、教育内容、方法の改善を実施してきた。これらの点がまったく評価されていないのは、評価基準との関係では疑問である。

3. 学生アンケートは匿名式で実施するのが当然であるとの評価方針については意見がある。本学の学生アンケート方式は、「法曹養成」という教育目標を視野に入れて実施しているものである。匿名性を完全に確保されている状況において、法曹としてあるべき姿勢を自覚、確認させる本学の方式が法科大学院における本来的学生アンケート方式であると考ええる。貴財団のいう匿名式アンケート方式と本学の方式において、いずれが教育内容・方法に資する学生の真摯な声を取り込むことができようか。現地調査委員との意見交換では、インターネットの掲示板のように、たとえ 99%が独善的な意見でも、1%の真摯な意見があることが重要だとの意見が貴財団の基本的考えであるようだが、これは疑問である。本学の方式で記名の下ではまさにそこに学生の真摯な意見が反映されているとみることができ、その割合は数段に高い。学生の授業評価を FD 活動の一環と位置づけるのであれば（原案 48 頁）、匿名式アンケートによる意見と本学方式による意見とではその重みがまったく異なる。学生による匿名式アンケート調査を絶対視する考えは、この認識が欠けるものと思われる。

4. 本学学生アンケート方式についての学生の受け止め方について（原案 45 頁以下）は、学生との懇談会などを通じ、本学研究科でもすでに承知している。懇談会等の機会において、学生アンケートの趣旨、実施の意義等学生に説明を行ってきた。懇談会等に参加した学生には理解してもらっていると確信している。ただ、現地調査委員と本学学生との懇談で評価報告書原案に書かれた意見があることは、本学研究科の説明努力が学生全般にはま

だ十分に行き届いていないことと思われる。この点は十分に反省し、学生の理解を得る努力をより一層実施し、かつ継続させていく。

5. 学生の授業評価アンケート等をどう評価するかについては、学年進行を考慮に入れて評価すべきと思われる。1年次、2年次、3年次と学生の評価は変遷していく。これは、本学研究科が実施してきた学生との懇談会等を通じて得た経験則である。この評価の変化を学生評価においてはとくに考慮すべきであると思料する。貴財団の評価では、この部分が欠けているように思われる。

6. 学生の授業評価アンケートの方式については、貴財団の評価を受けて改めて本学研究科においても再検討していく予定である。

5. 第5分野 カリキュラム

(意見)

*この分野についての評価に関しては、基本的には異議はないが、下記に意見を述べさせていただきます。

(コメント)

第5分野の【分野別評価結果及び総評】で指摘を受けている事項は、再評価を受けることとされた修了要件に関する事項、刑法各論に関する事項、補習・小テストの実施回数に関する事項の3点である。この3点につき、若干のコメントを付しておきたい。

まず、上記第一点目の5-1-1についての評価に関しては、単純に33単位という数字を充たすかどうかではなく、「関連する周辺事情」(評価報告書原案52頁)を斟酌した実質判断による評価を受けえたことは、大変ありがたいと考えている。また、「課程修了要件の遡及適用が困難な学年の学生に対する履修指導」(同56頁)を十分に行いたいと考えている。ただ、今後、評価基準(あるいは、その注)について、33単位以上という数字が修了要件についての数字であることがより明確になるようご配慮いただきたいという要望を付け加えさせていただきたい。なお、評価報告書原案56頁の「3(3)再評価の要請」4行目の「年第5分野」の「年」は表記ミスと思われる。

次に、第二点目の5-1-2の刑法各論についての指摘に関しては、2009年度より、必修科目「刑法」において刑法総論・刑法各論の全分野を取り扱うことを明確にした。これを受けて、改善した内容の「刑法特論」は2010年度より実施することとしている。

第三点目の5-2-2についての評価に関しても、異議というより要望である。小テストは、多様なプロセス評価の一環として実施している。そして本研究科では、複数クラス・複数の担当教員で開講している科目でも、同じ教材で授業を実施したり同じ内容の試験等

を課すことはもちろん、全担当教員が全受講者の試験答案を採点するなどの公平・公正な評価方法を採用している。小テストも当然同一の小テストを課す必要があり、複数のクラスがある科目では授業時間中には実施できないため、受講者全員が集まることができる授業時間外の時間に実施せざるを得ない。補習に関しては、学生の自主的な学習時間に何ができるかは、大学の環境によって異なることにもご配慮いただきたい。本研究科では、たとえば母校のOBである弁護士などが自主ゼミを組んでくれるといった環境にあるわけではなく、TAをつけられるわけでもない（評価報告書原案 36 頁）。とりわけ純粋未修者などが独善的な学習に陥り、勝手な理解からなかなか抜け出すことができないような事態を防止するために採りうる手段は、限られている。自学自習の時間の確保といっても、大学の環境により具体的な内容は異なりうる理念であると考えている。もちろん「自主的な学習時間」を過度に制約しないよう留意していく所存であるが、多様なプロセス評価および統一した成績評価の結果としていたしかたないことであることや、TAの利用などができない結果であることなど、「2当財団の評価」に少しでも盛り込んでいただければと考える。

6. 第6分野 授業

(意見)

* この分野についての評価に関しては、異議はない。

7. 第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

(意見)

* この分野についての評価に関しては、基本的には異議はないが、下記に意見を述べさせていただきます。

(コメント)

財団の評価の中で、本学法務研究科が掲げる「法曹に必要な資質と能力」と目指す法曹像との結びつきがもう一步踏み込んで検証する必要があるとの指摘があるが、現地調査でも指摘がなかった点なので、その指摘の趣旨が十分に把握できない面もあり、より詳細な説示をお願いしたい。本研究科では、本学がめざす法曹像にとって、掲げる「法曹に必要な資質と能力」は最低限必要なこととして考えている。問題は、本学がめざす法曹像にとって必要なマインドとスキルをどう養成するかであり、その取り組みが重要であると考えている。

8. 第8分野 学習環境

(意見)

*この分野についての評価に関しては、異議はない。

(コメント)

学習環境の不備は、本学法務研究科でも常に認識してきたことであるが、この点は予算等、大学運営上の問題であり、大学本部と連携して改善していきたいと考えている。

9. 第9分野 成績評価・修了認定

(意見)

*この分野についての評価に関しては、異議はない。